

川口市ごみ収集業務に係る委託化基本方針

1 はじめに

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「第6次川口市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、毎年度「一般廃棄物処理実施計画」等を定め、家庭から排出される一般廃棄物（一般ごみ及び資源物）の収集業務（以下、ごみ収集業務という）を、本市職員が直接収集する直営方式（直営）と委託先である民間事業者が収集する方式（委託）を併用し実施しています。

ごみ収集業務は、市民生活に直結し欠くことのできない公共事業であるほか、災害時の役割として、「川口市地域防災計画」の中で災害廃棄物等の収集運搬を担っているところです。

また、本市の第三次川口市行政改革大綱では、限られた行政資源（人員・財源・資産など）を効果的に活用するため「民間能力の活用」が具体的に明記されており、ごみ収集業務についても委託化の拡大が求められています。

しかしながら、ごみ収集業務の委託化を拡大するためには、単に委託の割合を増やすだけでなく、直営との整合性を図りながら整備することが必要であります。

そこで本市では、ごみ収集業務の安定的な事業の継続と行財政運営の効率化を目指し、委託化の拡大に係る方針を次のとおり定めるものといたします。

2 基本方針

本市は、平成26年度からごみ収集業務のあり方について検討を開始し、通常の収集業務と災害時に必要となる体制の確保、並びに安定的かつ効率的な事業運営について、関係部局や職員組合と協議してまいりました。

本方針では、今後さらなる効率的な事業運営を進め、直営体制を維持しながら安定した事業を継続するとともに、民間事業者の能力を活用し円滑な委託化拡大を図ることを目的に、次の2本の柱を定めて取組むことといたします。

柱 1 : 安定的なごみ収集業務を行える体制づくり

ごみ収集業務は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上等、市民生活に直結した欠くことのできない公共事業として、安定的に事業を継続することが必要です。

加えて、直営のごみ収集業務については、災害時の災害廃棄物収集運搬に係る役割を担っていることから、直営体制を維持するものといたします。

また、今後については、適正な人員配置と採用を行うとともに、職員数にあわせた安全で効率的な車両の配備に努めてまいります。

なお、現在直営で実施している、高齢者や障がい者を対象とした『ふれあい収集』については、委託化が困難と思われることから、引き続き直営で行うことといたします。

柱 2 : 円滑な委託化拡大を図る

本市のごみ収集業務は、市が直接実施する直営体制と、民間事業者が実施している業務委託と 2 つの体制で実施していますが、今後、さらなる効率的な事業運営を進めるため、民間事業者の能力を活用した委託化の拡大を図ってまいります。

また、委託化の際には、関係者と協議を実施し、十分な準備により、円滑な移行と経費の抑制に努めてまいります。

3 委託化拡大の実現に向けた具体策について

本方針に基づき実現に向けた具体策を策定するものとする。